

牛・豚の価格が低下した時に所得を 安定させるための制度に加入したい

価格安定制度は、牛や豚などそれぞれに補てん基準価格があり、取引価格が補てん基準価格を下回った場合、基金加入者に対して補てん金が支払われます。

制度	対象種目
肉用子牛生産者補給金制度 ○肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付	黒毛和種 褐毛和種 その他肉専用種 乳用種 肉専用種と乳用種の交雑種
肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン) ○肥育牛1頭当たりの粗収益(ブロック別)が生産コスト(都道府県別)を下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付	肉専用種 交雑種 乳用種
肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン) ○豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付	肥育豚

※その他、加工原料乳や鶏卵に関する価格安定制度があります。

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail: tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話: 022-211-2853